

# **平成 20 年度林野公共事業予算について**

**平成 20 年 2 月  
林 野 庁**

# 森林吸収目標の達成に向けた間伐等の推進の課題と対応

○森林吸収目標達成のためには、平成19～24年度の6年間に毎年20万haの追加的な間伐等が必要

## ○必要な財源の確保（平成20年度に向けた取組）

省をあげての取組、補正予算の活用により必要な予算を確保

◆平成20年度においては、19年度補正予算と合わせ、  
546億円を追加措置（概ね21万ha分）

○平成19年度補正予算 240億円  
(災害防止を目的とした緊急的な間伐を実施)

○平成20年度当初予算 306億円  
・農林水産関係事業一体となつた森林整備(150億円)

・森林整備へへの重点化(101億円)

・定額助成方式による森林整備(22億円)

・非公共事業を活用した新たな取組(33億円)

## ○個人負担の軽減

- ①46年生以上の間伐に対して、民間資金を活用した利子補給及び事後精算方式の導入により、個人負担を軽減
- ②定額助成方式の森林整備により、個人負担を軽減
- ③施業の集約化、路網整備等による林業生産コストの低減
- ④国産材の安定供給体制の整備、木質資源を利用するビジネスモデルの構築等
- ⑤保安林における整備対象の拡充

## ○地方負担の軽減、平準化

- ①追加的な間伐等への地方債の適用及び償還金に係る普通交付税措置「新法関連」
- ②民間資金を活用し、地方負担を伴わない間伐を推進
- ③定額助成方式による地方負担を伴わない間伐を推進

## ○人工林の高齢化等に対応した補助対象の拡大

### ①森林整備事業等

・31～45年生の間伐への補助を本格的に実施  
・民間資金を活用した利子補給方式により、46年生以上の間伐を推進  
・市町村に直接交付する交付金制度の創設「新法関連」ノルマ

### ②治山事業

・水土保全機能の低下した保安林整備の引き上げ

## ○幅広い国民の理解と協力

- 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開
- ①国産材利用を通じた適切な森林整備
- ②森林を支える正しい手：地域づくり
- ③都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画

## 国民ニーズを捉えた「美しい森林づくり」に向け多角的な森林整備の推進

【森林整備事業・治山事業 267,885(282,368)百万円の内数】

【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1,433(1,118)百万円の内数】

【花粉発生源対策プロジェクト 2,587(30)百万円】

### 対策のポイント

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承のために、「美しい森林づくり」を推進します。

その内容は、総合的な間伐推進のための「美しい森林づくり」促進対策、美しい森林づくり推進国民運動の展開、花粉発生源対策などです。

### (我が国の森林・林業の現状)

- 森林吸収目標達成を図るために間伐実施が必要な330万haのうち、高齢級（10齢級以上）の森林が約150万ha（45%）。
- 私有林の4分の1を不在村森林所有者が所有（327万ha）。
- 平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超える（20.3%）、国産材の利用量は増加傾向。

### 政策目標

- 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における  
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

### <内容>

#### 1. 「美しい森林づくり」推進総合対策

##### (1) 「美しい森林づくり」促進対策

森林所有者の負担、地方財政事情など森林整備を巡る情勢に対処し、また、人工林の資源内容の変化等に対応するため、制度の充実を図るなど、総合的な取組を展開します。

###### 充実内容1 高齢級森林の利用間伐を進めます。

10齢級以上（46年生以上）の森林の間伐について、民間資金の活用、事後精算という全く新しい方式で助成します。

間伐実施者が、短期資金を民間金融機関から借り入れる際に、これに要する利子を全額負担します。返済は間伐による収入で行い、間伐実施により損

失が発生した場合は、損失額の2/3（間伐経費の1/2以内）を補填します。間伐実施者はリスク軽減により意欲的な事業実施が可能となります。

高齢級森林整備促進特別対策事業 1,000(0) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

**充実内容2 7～9歳級の間伐への補助を本格的に実施します。**

人工林の高齢級化に対応して、補助対象を拡充し、団地的な森林整備を推進します。また、水源かん養や山地災害防止などの機能の程度にかかわらず補助の対象とします。

育成林整備事業等（公共） 28,711(35,065) 百万円の内数  
補助率：3/10  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

**充実内容3 現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を行います。**

国から市町村に交付金を直接交付する仕組みを創設します。

間伐、耕作放棄地等への植林などに取り組むとともに、地域提案枠（事業費の1割）を活用した事業を実施することができます。

美しい森林づくり基盤整備交付金（公共） 1,000(0) 百万円  
補助率：1/2  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

**充実内容4 定額助成方式による森林整備を引き続き実施します。**

地方公共団体や森林組合等が、集約化等の取組を行いつつ、森林所有者等の自己負担を軽減することができるよう、定額助成方式の間伐を推進します。

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）  
2,169(1,971) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

**充実内容5 森林整備法人等による「非皆伐施業」を推進します。**

間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換に地域一体で取り組めるよう、合意形成、分収林契約の変更、協定締結等の取組の支援や、有利子の農林公庫資金と併せ貸しする無利子資金（森林整備活性化資金）の貸付割合の引上げを行います。

「美しい森林」共同整備特別対策事業 700(0) 百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：都道府県協議会

**充実内容6 水土保全機能の低下した保安林を整備するため治山事業を充実します。**

過密化等が進んでいる保安林の水源かん養機能や山地災害防止機能を回復するため、健全な成長促進を図る森林整備の対象齢級を引き上げ、また、えん堤等の治山施設の整備と併せて行う森林整備の制度を導入します。

保育事業、復旧治山事業等（公共）  
57,292（59,533）百万円の内数  
補助率：1／2、1／3等  
事業実施主体：国、都道府県

**充実内容7 路網の整備、間伐材の利用促進等を進めます。**

低コスト作業システムに対応した路網整備を計画的に行うとともに、林業用機械の整備、間伐材の用途開拓等により間伐実施の条件を整えます。

【林道改良統合補助事業（公共） 499（550）百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 9,692（9,756）百万円の内数】

【山村再生総合対策事業 300（0）百万円の内数】

**充実内容8 利用間伐を推進する融資制度を創設します。**

利用間伐に係る計画に基づき利用間伐を拡大する林業者（個人、法人、林業公社等）に対して、利用間伐に必要な資金と農林公庫資金の償還元金の円滑な支払いに必要な資金を併せて貸し付ける融資制度を創設します。（利用間伐推進資金（仮称））

また、間伐材の生産・引取・加工を大規模に実施する者に対して、一層有利で運転資金を融通します。（木材産業等高度化推進資金）

【金融措置】

**充実内容9 地方財政措置を充実します。**

森林吸収目標達成に資するため、追加的な間伐等の実施に必要な地方負担について地方債の対象とするなど、地方財政措置を充実します。

【地方財政措置】

#### 充実内容10

効率的な森林整備が可能な担い手を確保します。

低コスト作業等に必要な技術を有する人材の育成・定着、森林組合等の林業事業体における「森林施業プランナー」の養成の加速化、高性能林業機械のリースによる導入を支援し、低コストで効率的な森林整備を担いうる林業就業者、林業事業体を確保します。

【緑の雇用担い手対策事業 6,700(6,700)百万円】

【施業集約化・供給情報集積事業 592(559)百万円】

【がんばれ！地域林業サポート事業 100(0)百万円】

#### (2) 美しい森林づくり推進国民運動の展開

美しい森林づくりに向けた森林の整備・保全に取り組むため、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図ります。

【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1,433(1,118)百万円の内数】

#### (3) 森林病虫害対策の推進

松くい虫被害の北上阻止のための防除対策やトキの野生復帰に向けた松林の保全対策を推進します。また、ナラ枯れ被害の効果的な防除手法を開発します。

【森林害虫駆除事業委託 151(151)百万円】

【営巣木等保全整備事業 40(41)百万円】

【ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化調査 10(0)百万円】

### 2. 花粉発生源対策の推進

花粉症対策品種の開発、苗木の生産量の増大に向けた供給体制の整備を図ります。また、少花粉スギ林への更新・広葉樹林等への誘導を重点的に促進します。

【花粉発生源対策プロジェクト 2,587(30)百万円】

### 3. 緑資源幹線林道事業の廃止と新たな交付金の創設

緑資源幹線林道事業については、独立行政法人の事業としては廃止し、平成20年度からは、残区間を対象に地方公共団体が森林整備等を促進する観点から現行計画を柔軟に見直して行う路網の骨格となる「山のみち」の整備に対して助成を行い、地域活性化を推進します。

山のみち地域づくり交付金等（公共） 7,000(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

## 高齢級森林整備促進特別対策事業（新規）

【平成20年度概算決定額 1,000,000(0)千円】

### 対策のポイント

高齢級（10齢級以上）の森林の間伐について、民間資金活用、事後精算方式という全く新しい方式で助成します。

- ・ 森林吸収目標達成を図るために間伐実施が必要な330万haのうち、高齢級（10齢級以上）の森林が約150万ha(45%)を占めています。
- ・ しかしながら、高齢級（10齢級以上）の間伐実績は、低位にとどまっています。（間伐実施面積の約1割）
- ・ このため、高齢級（10齢級以上）の間伐を促進させる新たな仕組みが必要です。

### 政策目標

高齢級の利用間伐を毎年3万ha推進

#### <内容>

高齢級間伐を実施しようとする事業者が、民間金融機関を通じて運転資金の融通を受ける際に、利子に要する経費について全額助成します。返済は、間伐による収入で行い、間伐実施により赤字が発生した場合は、赤字額の2/3（間伐経費の1/2以内）を補てんします。

#### <補助率>

定額

#### <事業実施主体>

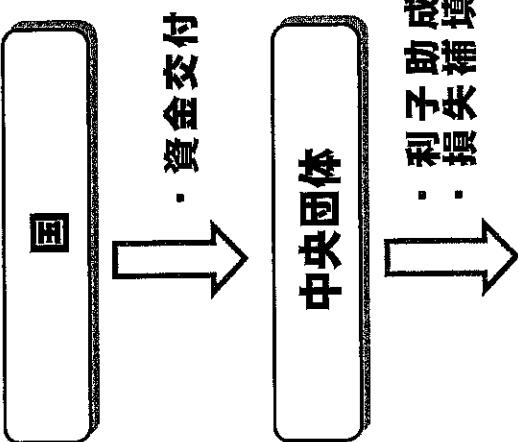
民間団体

#### <事業実施期間>

平成20年度～25年度（6年間）

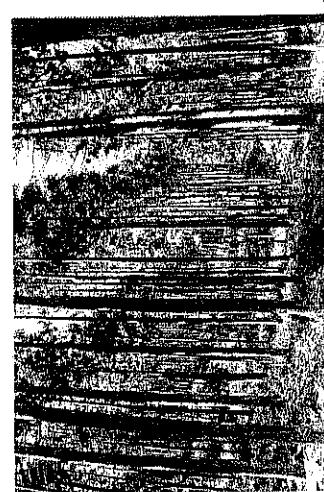
[担当課：林野庁整備課]

## 高齢級森林整備促進特別対策事業の仕組み

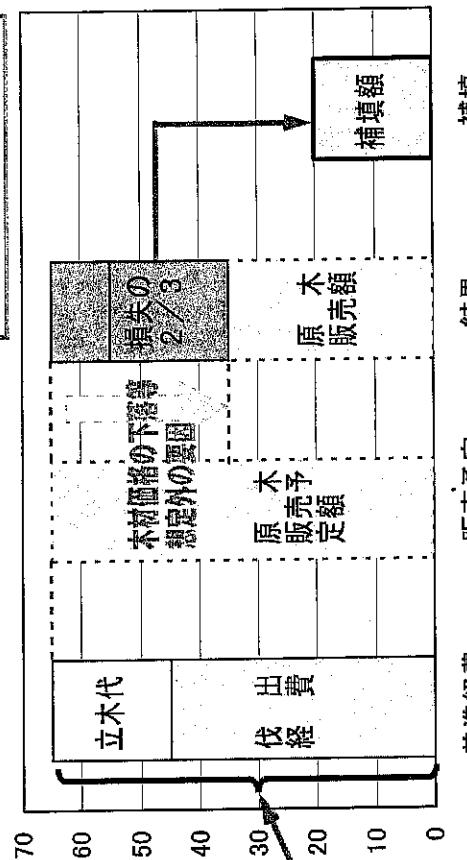


### 都道府県協議会

- ・基準経費の設定
- ・高齢級間伐事業計画の審査
- ・事業実施結果の審査
- ・損失が生じた場合は、損失補填額の算定
- ・境界確認の助成
- 等



事業費（万円/ha）



### 事業資金の調達 (利子助成)

※間伐に必要な資金  
の円滑な供給

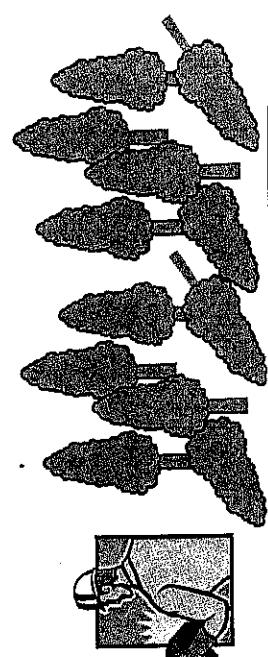
※事業リスクの軽減

- ・利子助成金の交付
- ・損失補填金の交付(損失が生じた場合)

※損失の2／3(基準経費の1／2以内)を補填。  
(基準経費を上回る支出は損失補填の対象外)

### 間伐実施主体

- ・事業資金の貸付
- ・事業資金の返済



### 民間金融機関

高齢級(46年生以上)の森林で  
利用間伐を推進

# 美しい森林づくり基盤整備交付金（公共・新規）

【平成20年度概算決定額 1,000(0)百万円】

## 対策のポイント

国から市町村に交付金を直接交付する仕組みを創設し、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を行います。

- ・地域に密着した基礎的自治体である市町村が森林所有者等に働きかけ、事業をとりまとめるとともに、地域の提案と自主的な運用による事業展開を行うことが重要です。
- ・このため、市町村に直接交付する新たな交付金を創設し、間伐等の推進を図ることとします。

## 政策目標

既存の森林整備関連事業とあわせて

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進

## <内容>

### (1) 助成内容

市町村長が定める間伐等の実施区域において、間伐等の促進に必要な条件整備<sup>(\*)</sup>に要する経費に対する助成を実施。

[※ 市町村や林業事業体等による作業路網の整備、所有者による施業が困難な森林における施業及び森林所有者等が実施する施業への支援など]

### (2) 事業のポイント

市町村の主体性・裁量性を大幅に拡大し、地域の創造力を活かせるように以下の仕組みを導入

- ①年度間・施設間の予算融通
- ②個別施設ごとの国費充当率は自由に設定
- ③地域の創造力を活かした整備（ソフト的取組も可能。総事業費の10%以内）

## <補助率>

1／2

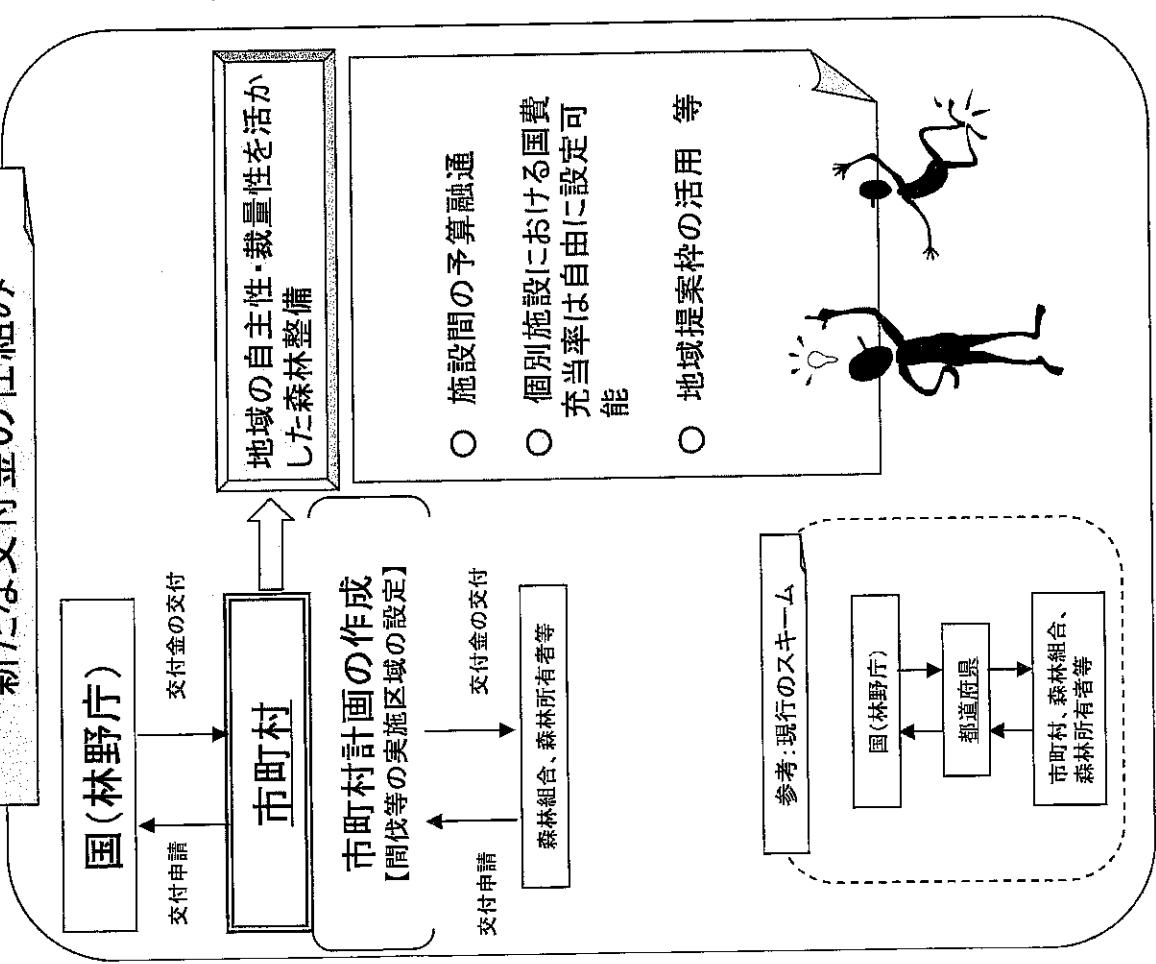
## <事業実施主体>

市町村等

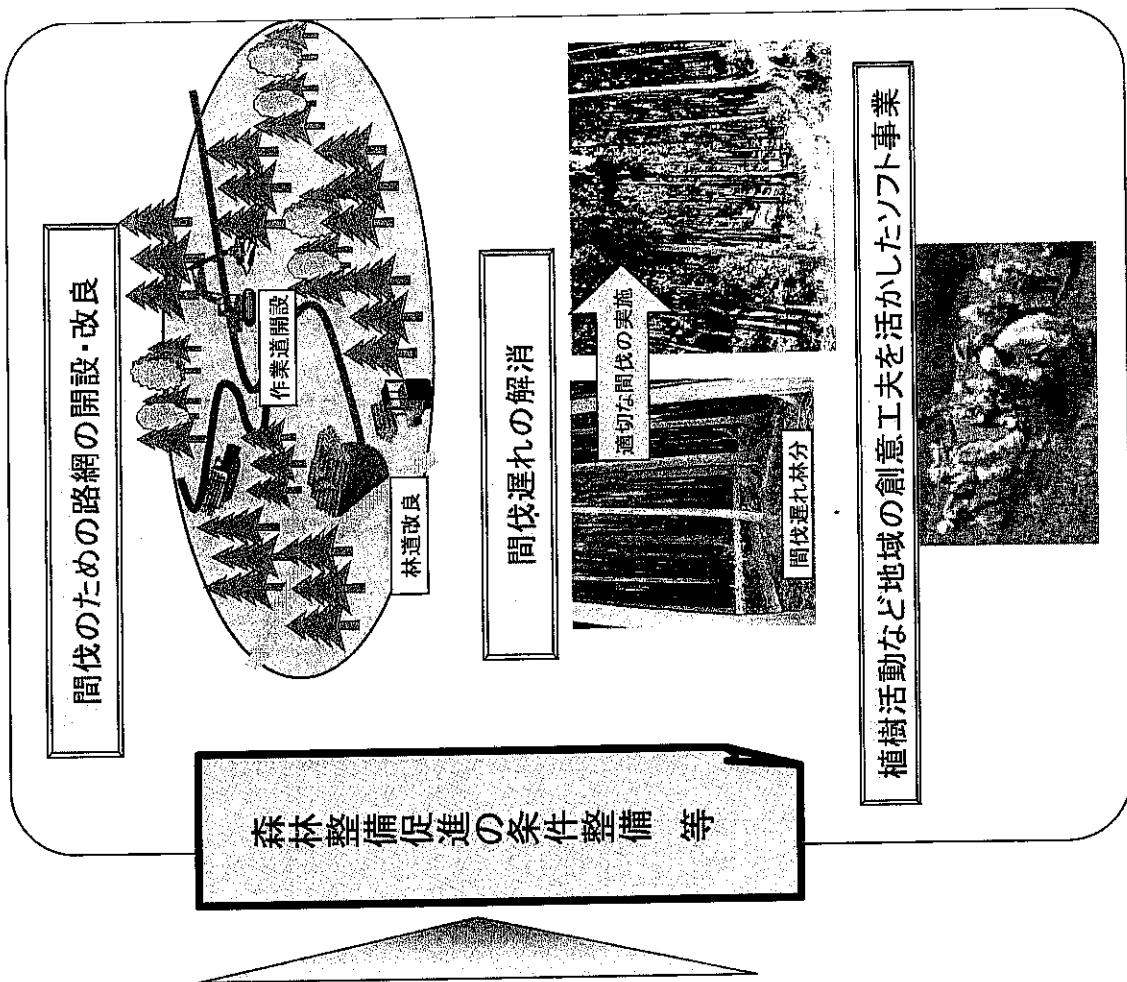
[担当課：林野庁整備課]

## 美しい森林づくり基盤整備交付金の創設

### 新たな交付金の仕組み



### 事業の取組例(イメージ)



## 高齢級過密林への継続保育の実施 (保育事業の拡充)

### 1 趣旨

近年、局地的な豪雨の頻発等により河川の氾濫が発生しているほか、各地の河川において濁水の発生等が問題となっており、森林の持つ水土保全機能に対する期待が高まっている。一方、水土保全機能の低下した高齢級の過密針葉樹単層林の増加が懸念される状況にあるが、立地条件が悪く、森林所有者による適切な林業経営が特に困難である水源地域等に存する荒廃森林については、治山事業による適切な整備を進めるとともに、将来に亘って手のかからない森林に誘導していく必要がある。

このため、水源地域の機能の低位な森林や治山事業施行地の森林等を対象とし、その健全な生長を促進させるための整備を行う保育事業の対象齢級を引き上げ、水土保全機能の低下した高齢級の過密針葉樹単層林の整備を促進し、自然条件等を踏まえつつ、針広混交林化等多様で健全な森林づくりを推進する。

### 2 事業内容等

水土保全機能の低下した高齢級の過密針葉樹単層林の整備を推進するため、保育事業の対象齢級を次の通り引き上げる。

事 項	拡 充 後	現 行
対象齢級	VII齢級 (防災林造成事業施行地はIX齢級)  ただし、自然条件等から機能が低位であって、継続して保育を実施する必要がある場合はXII齢級 (防災林造成事業施行地はXIII齢級)	VIII齢級 (防災林造成事業施行地はIX齢級)  ただし、自然条件等から機能が低位であって、継続して保育を実施する必要がある場合はX齢級 (防災林造成事業施行地はXI齢級)

### 3 実施主体

都道府県

### 4 補助率

1 / 3

### 5 科目

- (目) 治山事業費補助
  - (目細) 水源地域等保安林整備事業費補助
    - (目細々) 保安林整備
    - (積算内訳) 保育

### 6 平成20年度概算決定額

1, 550, 000千円の内数

(林野庁治山課)



# 「美しい森林づくり推進国民運動」について

林野庁研究・保全課森林保全推進室

## 1 美しい森林づくり推進国民運動とは

- ① 每年55万ヘクタール、6年間で330万ヘクタールの間伐を推進して京都議定書の森林吸収目標を達成し、
- ② さらに百年先を見越して、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進

することを目標に、官民が連携して取組み進めていく国民運動で、平成19年2月から始まっています。（運動の内容・推進体制（参考1））

### （取組内容）

- ◎森林所有者や森林組合による取組
  - ・農山村地域での取組
  - ・不在村者に対する取組

- ◎幅広い国民の参画による森林づくり
  - ・民間企業による取組
  - ・森林ボランティアによる取組

- ◎木材利用の拡大
  - ・「木づかい運動」の展開
  - ・公共事業等による取組

## 2 民間主導の推進組織との連携

政府は、平成20年度予算案において、民間主導による「美しい森林づくり全国推進会議」及び各地に立ち上がりつつある地方の推進組織の活動を支援し、これらの組織と連携・協力し、運動を展開していくこととしています。（平成20年度予算案（参考2））

## 3 各地域での運動への御協力のお願い

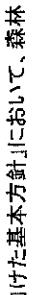
間伐等の森林整備を国民運動として推進するものであり、森林・林業関係者の協力が不可欠です。森林組合の皆様には、目標達成に向け事業実行面のみならず、各地域での推進組織を中心とした活動に対して主体的に関わっていただきますようお願いします。

### （具体的な支援・協力事例）

- ①森林所有者（不在村森林所有者を含む）に対する森林整備の働きかけ及び実行
- ②地方の推進組織の主要メンバーとして参画（県森連レベル、単組レベル）
- ③地方の推進組織と連携して森林所有者を対象に普及・PR
- ④森林組合（連合会を含む）の機関誌、チラシ等において「美しい森林づくり推進国民運動」として森林整備を推進していることをPR
- ⑤「美しい森林づくりニュース」（参考3）を単組・組合員等へ広く配信

## (参考1)

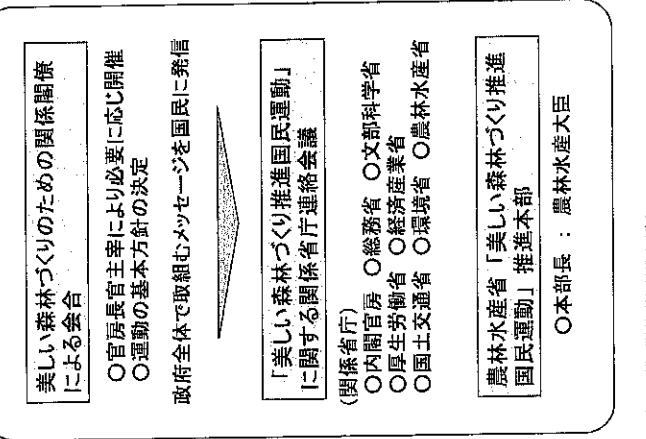
### 経緯

19年 2月 9日	閣僚懇談会での総理指示 「政府一体となって『美しい森林づくり』に取り組んでいく必要がある」
2月23日	内閣官房長官主宰の「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」
3月29日	第1回関係省庁連絡会議(議長:内閣官房副長官補)
6月 1日	第1回「美しい森林づくり全国推進会議」(代表:出井伸之クオントムリーフ(株)代表取締役)の設立 全国推進会議と内閣総理大臣との意見交換会 
7月 6日	第2回関係省庁連絡会議
10月 2日	地球温暖化対策推進本部 「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」において、森林吸収源対策として「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を決定 
12月 9日	国民対話「若林大臣と語る希望と安心の国づくり」 「美しい森林づくり～国民一人ひとりが支える森林吸収源対策～」をテーマに公募による参加者と意見交換

### 運動内容

- ◎森林所有者に対する取組み
  - ・農山村地域での働きかけ(森林組合を中心に、自己所有林の現状把握と具体的な施業計画の策定の推進)  
・不在村者(327万haを所有)に対する「自分の山再発見運動」の呼びかけ
- ◎幅広い国民の参画
  - ・民間企業に対する協力の呼びかけ  
(社内外ボランティアの森林づくり、自社保有林の整備による森林づくり、基金等を活用した森林づくりの推進)
  - ・NPOと連携した取組  
(森林ボランティア活動への国民参加の呼びかけ、森林環境教育の推進)  
・農山村住民への働きかけ  
(里山整備の推進)
- ◎「木づかい運動」の展開
- ・国産材利用の拡大

### 推進体制



### 美しい森林づくり全国推進会議

- 代表:出井伸之(クオントムリーフ代表取締役)
- 事務局長:宮林茂幸(東京農業大学教授)
- 設立発起人:134人
- 構成団体:(社)経団連、(社)日本医師会、(財)ボイスカウト日本連盟など49団体
- 地方レベルの産業界、環境団体、教育団体、医療団体、労働団体、NPO等各界の団体により構成

### 情報サイト

- ◎始まっています。美しい森林づくり推進国民運動  
美しい森林づくり推進国民運動の総合情報Webサイト  
<http://www.maff.go.jp/utsukushimoriidukuri.html>
- ・「美しい森林づくりニュース」のバックナンバー  
・「美しい森林づくりニュース」を読むために(メールマガジンの登録)  
・真鍋かささんのがナビゲートする「美しい森林づくり推進国民運動」の番組など(7本)  
<http://netty.gov-online.go.jp/channel.html?c=21> (政府インターネットテレビ)
- ◎美しい森林づくり全国推進会議  
「美しい森林づくり全国推進会議」のWebサイト  
<http://www.b-forest.org/>

- 関連サイト  
森林ボランティアの募集、緑の募金などについて  
<http://www.green.or.jp/index.html> (社)国土緑化推進機構のWebサイト

## (参考2)

### 美しい森林づくり推進国民運動の展開

#### 対策のポイント

美しい森林づくりに向けた森林の整備・保全に取り組むため、民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開を図ります。このために必要な活動やPRなどの経費について、民間の運動を支援していきます。

- ・「美しい森林づくり推進国民運動」とは、19年2月の美しい森林づくりのための関係閣僚による会合で合意され、幅広い国民の理解と協力を得て、以下の政策目標を推進するための運動です。同年6月1日には、民間主導で「美しい森林づくり全国推進会議」（代表：出井伸之（株）クオントマムリープ代表取締役）が設置されています。
- ・この運動は、かけがえのない日本の国土を守り、美しい森林を子孫に伝えていくものです。
- ・このため、企業、NPO、森林所有者、都市住民等幅広い主体の参画を進めます。

#### 政策目標

以下の事項を目標として、取組を推進します。

- 每年55万ha、6年間で330万haの間伐により間伐対象森林の8割を「美しい森林」にします。
- 100年先を見据えた広葉樹林化等多様で美しい森林づくりを推進します。

#### <内容>

##### 1. 国民一般、企業、NPOを対象とした取組

(1) 中央及び各都道府県レベルにおける普及啓発活動、企業やNPOなどの森林づくり、地域住民等の参画による手入れの遅れている森林の解消に向けた計画の作成等の美しい森林づくりに必要な活動に対する支援を行います。

美しい森林づくり活動推進事業 252(0) 百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体

(2) 緑化行事の開催等による国民への普及啓発、企業等の森林づくり活動への参加を促進するための環境整備等を推進します。

地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 168(169) 百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体

(3) 我が国の世界遺産候補地における森林の世界的な価値の保全・向上のため、森林生態系の新たな保全管理手法の開発等を実施します。

〔「世界遺産の森林」保全推進に係る調査事業 32(0) 百万円  
事業実施主体：民間団体〕

(4) 原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林を維持・保全する保護林の設定の推進を図ります。

〔保護林拡充緊急対策事業 29(0) 百万円  
事業実施主体：国〕

(5) 高い指導力を持つ人材の育成や森林・林業に対する理解を深めるためのプログラム作りなどを通じて森林環境教育を推進します。

〔森林環境教育推進総合対策事業 14(14) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体〕

## 2. 地域の森林づくりの推進役となる森林所有者等を対象とした取組

(1) 地域の林業をビジネスとして展開する経営感覚に優れた森林所有者の養成や、故郷に回帰する団塊の世代等を対象とした所有森林の経営・管理のための支援、林業後継者等に対する林業体験学習等を通じた普及・啓発活動等を実施します。

〔林業後継者活動支援事業 91(97) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体〕

(2) 林業経営に意欲的な森林所有者で組織する林業グループ等による施業実施の働きかけに對して支援します。

〔吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業 90(96) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体〕

## 3. 不在村森林所有者を対象とした取組

都道府県庁所在地等における「ふるさと森林会議」の開催に加え、司法書士団体と森林組合系統との連携を通じた都市部在住の不在村森林所有者への森林施業の働きかけの強化等により施業の集約化を図り森林整備を推進します。

〔施業集約化・供給情報集積事業 592(559) 百万円の内数  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体〕

#### 4. 地域材利用の推進

地域材利用の意義を訴える木づかいキャンペーン活動や、企業の調達を促進するための普及啓発活動、木材利用に関する教育活動（木育）等を推進します。

〔 日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業 165（182）百万円  
補助率：定額、1／2  
事業実施主体：民間団体 〕



[平成20年1月11日 (金)]

“1月15日から「春期募金活動期間」”

## 美しい森林づくりニュース <No. 58>

～伝えたい木の文化、残したい美しい森～

発信元：林野庁 研究・保全課 森林環境保全班 企画調整係 山口  
Tel: 03-3502-8111 (内線6216) 03-3501-3845 (直通) Fax: 03-3502-2887

ご意見、ご質問は → [https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people>ShowWebFormAction.do?FORM\\_NO=82](https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people>ShowWebFormAction.do?FORM_NO=82)  
バックナンバーは → <http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/utsukushimoridukuri/news.html>

12月27日(木)、「福田内閣メールマガジン」において、以下のとおり、国民対話における「美しい森林づくり」に関する若林農林水産大臣からのメッセージが配信されていますのでお届けします。

詳しくはこちら → <http://www.kantei.go.jp/jp/m-magazine/backnumber/2007/1227/1227.html>

福田内閣メールマガジン (第12号 2007/12/27-2008/01/03)

[農林水産大臣の若林正俊です。]

### ● 「美しい森林（もり）づくり」

(農林水産大臣 若林正俊)

さる12月9日、私は京都で「若林大臣と語る希望と安心の国づくり」と題する対話集会に出席してまいりました。今回は、国民一人ひとりが支える森林吸収源対策として「美しい森林（もり）づくり」をテーマに公募による参加者と意見交換を行いました。

最初に、私からスライドを使って「美しい森林（もり）づくり推進国民運動」の趣旨を説明しました。

かつて、我が国の山は、江戸時代から戦中戦後にかけて全国各地で荒廃していましたが、先人のご努力によって世界有数の緑豊かな森林に回復しました。しかし今、せっかく育った森林が手入れもされず放置されています。

このままでは水を蓄えたり、土砂崩れを防止するなどの働きが弱まるばかりか二酸化炭素の吸収量も減ってしまいます。京都議定書で約束している6%の削減目標のうち、森林による吸収で3.8%をまかなうことになっていますが、最近の報告では2.8%程度しか達成できていない状況です。

目標を達成するためには、今後6年間に330万ha（東京都の面積の15倍に相当）の間伐が必要です。この問題は、もはや森林所有者だけではなく国民的課題であり、木材を生活の中で積極的に使ったり、森林ボランティアに参加するなど、出来ることから始めていただきたいと訴えました。

会場からは、林業の振興や人材の育成が重要、バイオマスエネルギー分野との連携などに力を入れるべき、公共事業への地域材の利用拡大が大切など活発に発言いただきました。地元の方だけでなく東北や関東などから参加された方もいらっしゃったようで、森林に対する皆様の关心の高さが感じられました。

木を育てることは人を育てるに通じます。私は、緑を大切にする子ども

は、人にも優しい人間に育つと思っています。緑を大切にする心を育てていくことも、美しい森林（もり）づくり推進国民運動の目指すものです。そのような子ども達にこれから日本を任せていきたいと思っています。

私は、「オールウェイズ・グリーン」と唱えながら、海外出張時でも胸に緑の羽根を付けており、多くの人から「それは何？」と聞かれます。そのたびに我が国の緑に対する姿勢を諸外国に伝えることが出来ます。名刺も間伐材を使用した台紙を使っています。皆さんも私と一緒に小さな取組から始めてみませんか。

## ◎ 企業による森づくり活動のご紹介・相談会を開催します！

### - 「企業の森づくりフェア2008」の開催 -

企業の環境・CSR（企業の社会的責任）ご担当者の方々を対象に、企業による森づくりフェアを、昨年に引き続き開催します。

1月25日（金）に大阪（大阪商工会議所地下1階会議室）で、2月22日（金）に東京（農林水産省7階講堂）で、森林の機能や森づくりに関する基調講演、「企業の森づくり」の事例紹介、各都道府県などによるサポート制度の紹介や個別相談会などを行う予定としています。

ご参加の申込みは、大阪会場：1月18日（金）、東京会場：2月15日（金）までに、住所、氏名、勤務先、部署、役職、TEL、FAX、E-mail、参加会場をご記入の上、以下の連絡先までお願いします。

#### （連絡先）

林野庁 研究・保全課 森林ボランティア支援室

ダイヤルイン：03-3502-8243 ファクシミリ：03-3502-2887

E-mail : volunteer@nm.maff.go.jp 又は kigyou\_no\_mori@nm.maff.go.jp

このフェアは、「美しい森林づくり全国推進会議」も後援しています。皆さまのご参加の心よりお待ちしています。

また、この情報については、林野庁及び社団法人国土緑化推進機構より、本日プレスリリースされています。

詳しくはこちらから → <http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hozen/080111.html>

※ 「美しい森林づくりニュース」のメールマガジンの配信を始めています。  
登録はこちらから → <http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/utsukushiimoridukuri/mail.html>



宮林茂幸氏（現美しい森林づくり全国推進会議事務局長）を進行役に招いてのパネルディスカッション（昨年の模様）



各都道府県などによるサポート制度の紹介や個別相談会の模様（昨年の模様）

## 花粉の少ない森林づくり対策事業（新規） ～スギ花粉の少ない森林への再生～

【平成20年度概算決定額 2,286,178(0)千円】

### 事業のポイント

首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、スギ人工林を伐採・利用し、当該跡地に少花粉スギや広葉樹の植栽を促進させるための資金を造成し、花粉症対策品種の安定供給体制の整備や林種転換への助成を行います。

- ・スギ花粉症の全国実態調査（日本アレルギー協会等）では、スギ花粉症有病率が関東、東海、近畿ブロックで高くなっているほか、これらの都道府県から花粉対策の充実強化に対する要望が増大。
- ・一方、少花粉スギ苗木の供給は、年間9万本程度と少量。

### 政策目標

平成24年度までに少花粉スギ苗木を年間概ね100万本供給する体制を整えるとともに、5年間で首都圏等への花粉飛散量が多いと推定される地域において、合計1.4万haのスギ人工林の林種転換を実施します。

### <内容>

都道府県レベルの団体等が行う以下の事業を実施するため、中央の民間団体に「花粉の少ない森林づくり資金」を造成します。

#### 1. 花粉症対策苗木安定供給事業

- ・都道府県レベルの団体が花粉症対策苗木の生産を委託するための事業費の助成を行います。
- ・都道府県レベルの団体は、苗木生産団体及び需要者間の需給調整を行いつつ、需要者へ対価（普通スギ苗木の取引価格と同額）で配布を行います。なお、2の事業により植栽が必要になった箇所に優先的に配布を行うものとします。

#### 2. 林種転換協力金事業

都道府県が定める花粉発生源対策推進プランにおいて、特に今後対策を必要とする「花粉発生源対策重点区域」を対象として都道府県レベルの団体が行う以下の事業に対し助成を行います。

ア スギ花粉発生量の軽減を図ることを目的に、以下の場合において、林種転換協力金（①：200千円/ha、②：100千円/ha）の交付

- ① 標準伐期齢以上のスギ人工林概ね1haを皆伐し、その跡地に少花粉スギ品種、広葉樹等を植栽し、スギ花粉発生量の少ない森林への更新を図った場合
- ② VI齢級以上のスギ人工林を針広混交林等へ誘導するための伐採を行った場合

イ 林種転換のために立木を買い取った場合における立木代の助成（事業実施後、立木代相当を資金へ繰入）

#### 3. 花粉症対策林整備推進事業

中央の民間団体が行う都道府県レベルの団体への指導、連絡・調整等及び都道府県レベルの団体が行う花粉症対策苗木の安定的な確保・供給、「花粉発生源対策重点区域」におけるスギ人工林の少花粉スギ林や広葉樹林への円滑な転換に必要な調査・普及啓発等への助成を行います。

### <補助率> 定額

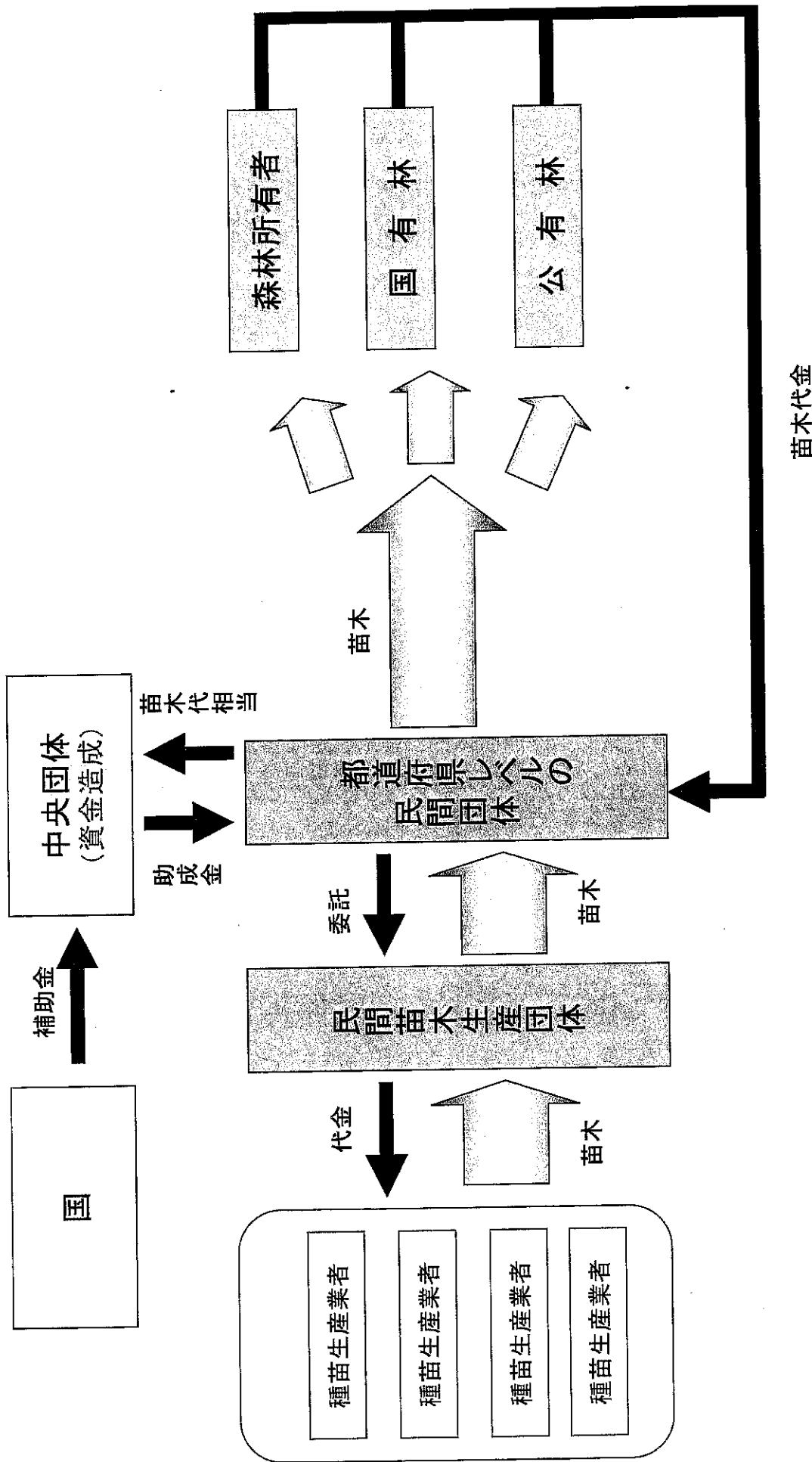
### <事業実施主体> 民間団体

### <事業実施期間> 平成20年度～平成24年度（5年間）

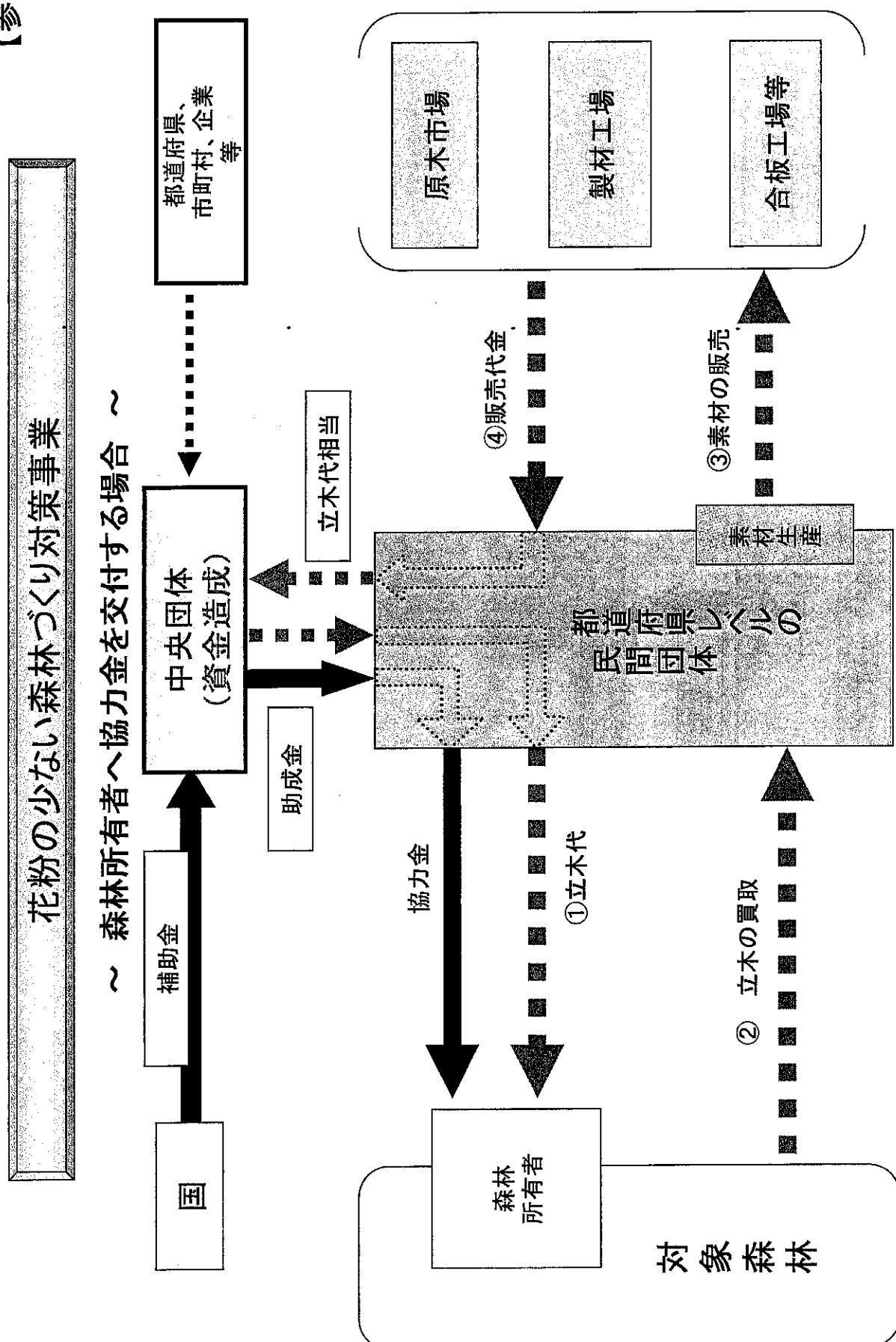
[担当課：林野庁計画課、研究・保全課]

## 花粉の少ない森林づくり対策事業

～花粉症対策苗木安定供給事業～



【参考1-2】



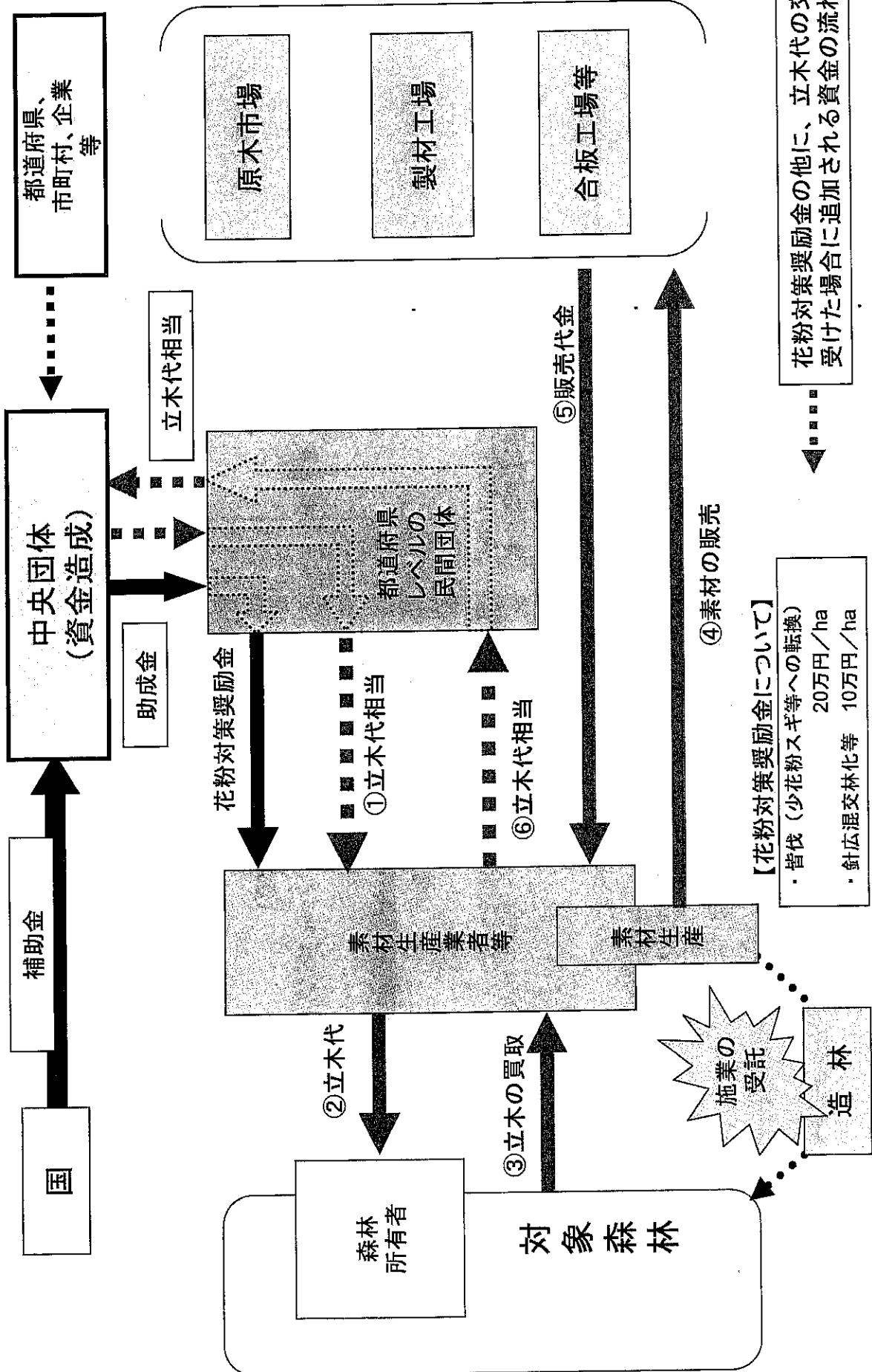
【協力金について】

- ・皆伐（少花粉スギ等への転換） 20万円／ha
- ・針広混交林化等 10万円／ha

協力金の他に、立木代の交付も受けた場合の回転資金の流れ

## 花粉の少ない森林づくり対策事業

~ 素材生産業者等が施託を行った時に、花粉対策奨励金を交付する場合 ~



## スギ花粉発生源対策重点区域推定図(暫定版)

### 【参考2】

(事業実施期間)

平成18年度～平成20年度

(調査内容)

- ① 花粉生産量予測調査(平成13～17年度)のデータをもとに花粉生産量が多いとみられるスギ林分を推定
- ② 放出された花粉を、当時の気象条件のもとで飛散させるシミュレーション(大気汚染物質のモデルをベースに開発された花粉飛散量数値予測モデルを活用)を行うことにより、都市部に飛散する花粉の発生源を推定。
- ③ 直近の2カ年間(平成17年及び18年)のデータを解析し図化。

(調査対象地)

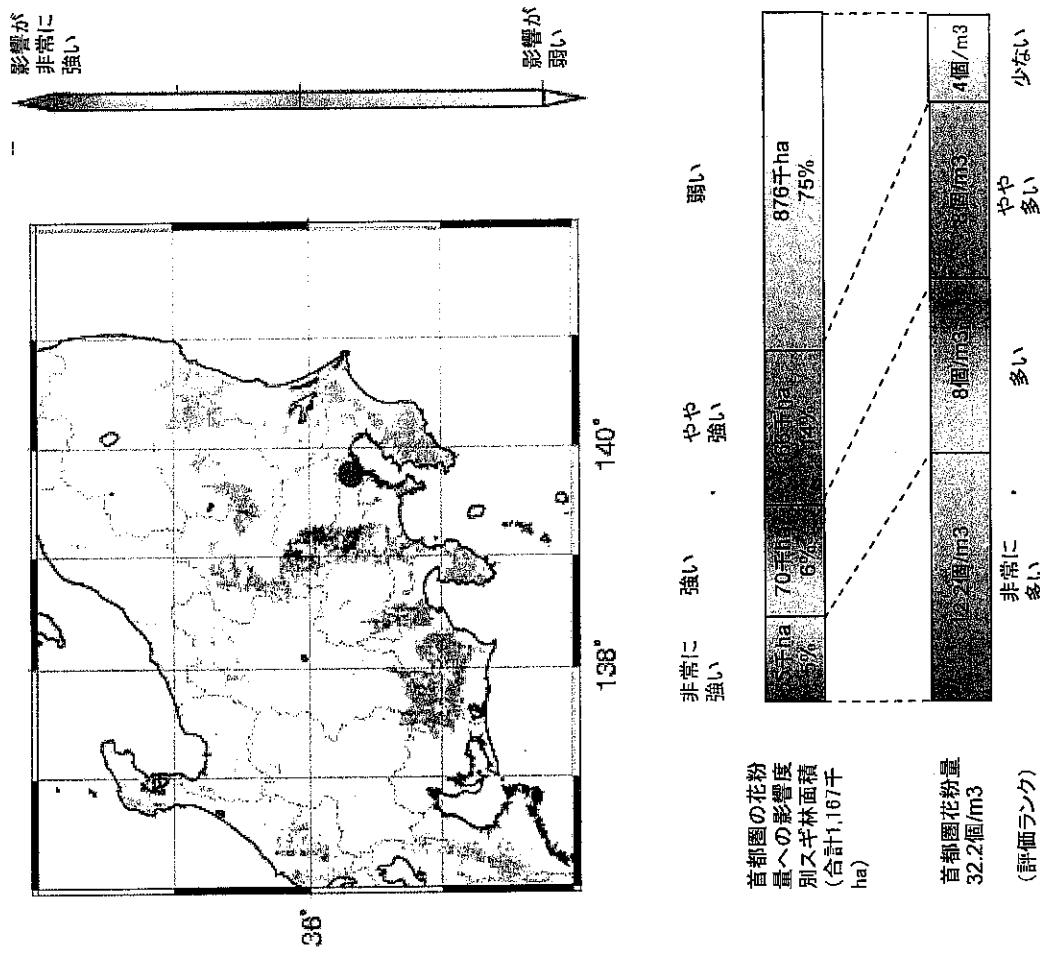
首都圏、中京、京阪神、北九州・福岡(平成20年度実施)

スギ花粉発生源対策重点区域推定図について  
平成17年及び平成18年シーズン(2月～4月)の平均のスギ花粉発生源の推定分布図で、表示単位を約2km四方のメッシュとしている。青い円は、東京駅(中京)及び大阪駅(京阪神)を中心とする半径10km圏内の都市部を表しており、この青い円内に到達した花粉の発生源を推定。

都市部における花粉飛散量を表す評価ランクに対応して、発生源のスギ林を都市部の花粉量への影響度の強い順に「非常に強い」、「強い」、「やや強い」、「弱い」に区分し、この中の「非常に強い」のランクのスギ林を重点的に施策を講じる区域として、その部分を赤色から橙・黄色で、その他の発生源部分を黄色から緑・青緑色で表示。  
なお、今回公表するものは暫定的なもの。

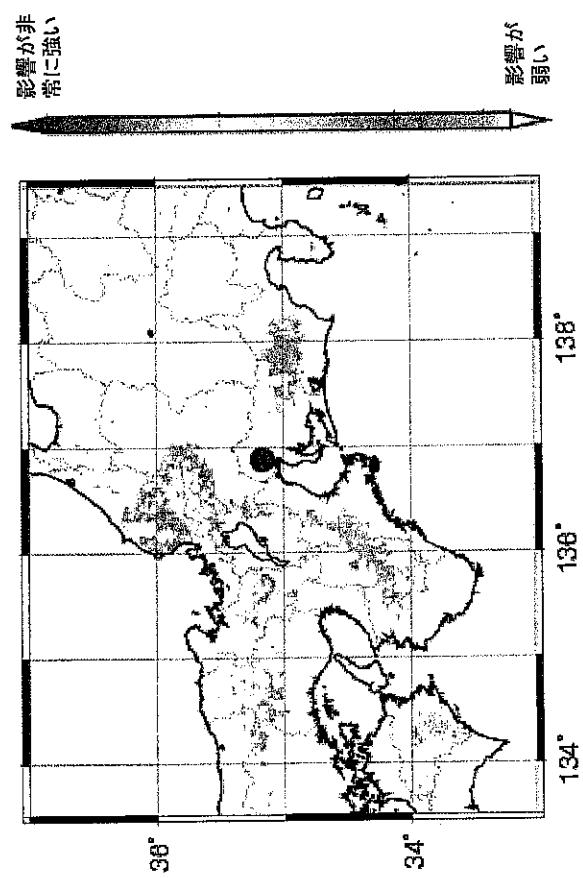
※ 本調査は、平成17年及び18年の2カ年間のデータを解析し、花粉の到達点から発生源を推定したものであり、年ごとの気象条件などによって変わり得るものである。

### ①首都圏におけるスギ花粉発生源対策重点区域推定図



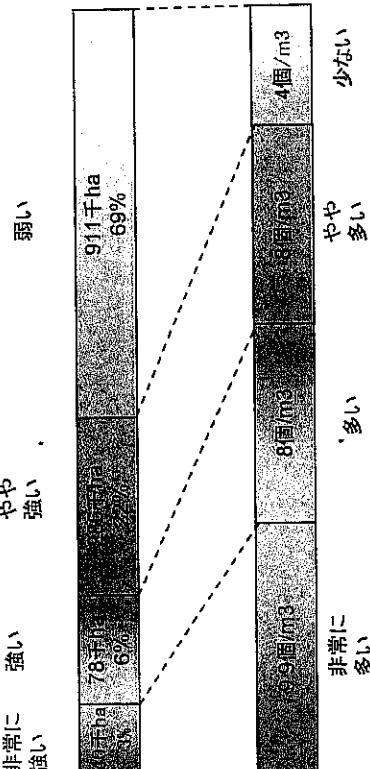
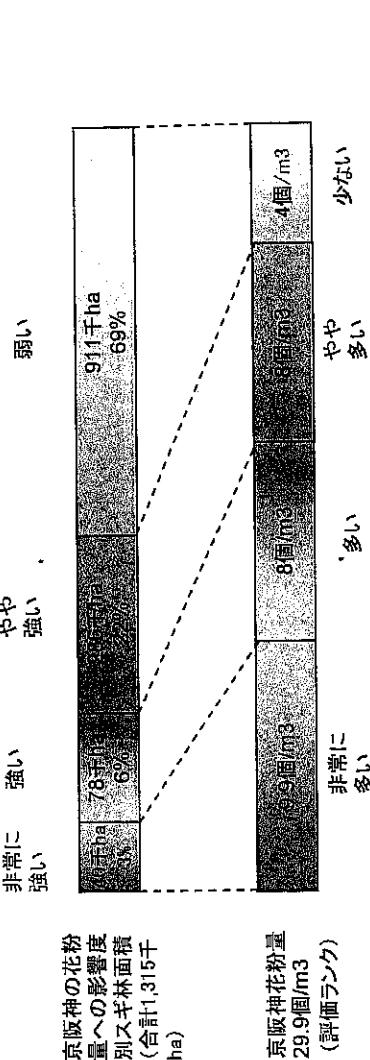
## スギ花粉発生源対策重点区域推定図

②中京におけるスギ花粉発生源対策重点区域  
推定図

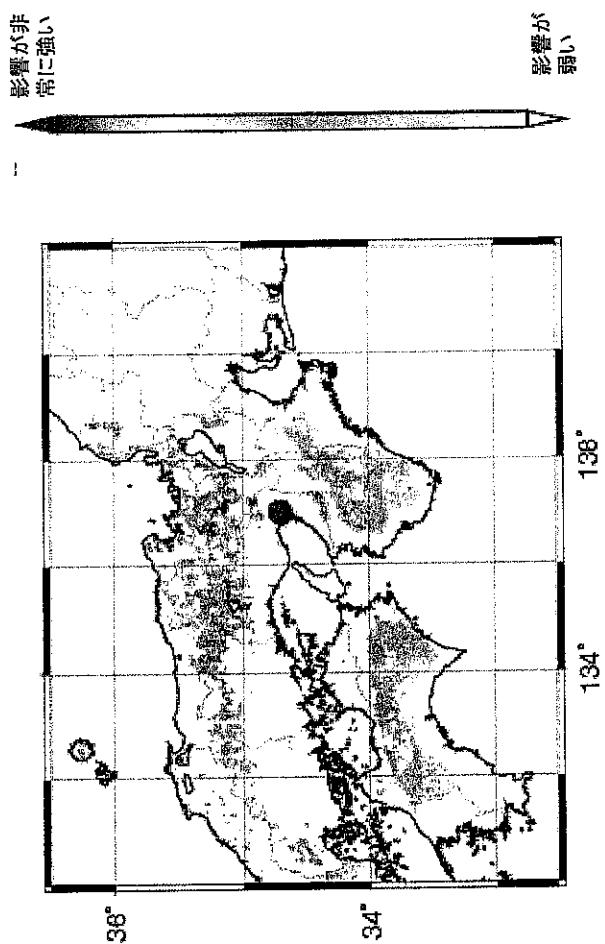


中京花粉量  
11.3個/m<sup>3</sup>  
(評価ランク)

京阪神花粉量  
29.9個/m<sup>3</sup>  
(評価ランク)



③京阪神におけるスギ花粉発生源対策重点区域  
推定図



## 山村再生総合対策事業（新規）

【平成20年度概算決定額 300,000(0)千円】

### 事業のポイント

優れた自然や文化・伝統等の山村特有の資源を活用し、健康・福祉、教育、観光、環境、バイオマスなど様々な分野に着目した魅力ある山村づくりの取組を支援します。事業の実施に当たっては、新たにP D C Aサイクルの考え方を導入するとともに、総合的な人材育成等を実施します。

これにより、山村地域の新たなビジネスの創出と、所得格差の是正を図ります。

### （我が国の山村の現状）

- ・ 山村地域が占める森林面積は、全国の森林面積の61%
- ・ 山村地域の人口は、全国の4%
- ・ 山村地域の65歳以上の高齢者が占める割合は28%（全国17%）
- ・ 山村地域の農業集落数は6ポイント減少（1980→2000年）
- ・ 山村地域の一人当たり所得は全国平均に比べて9割（2000年）
- ・ 民有林における間伐材の利用は284万m<sup>3</sup>（2005年）

### 政策目標

- 振興山村地域の一人当たり所得の全国平均との格差を縮小
- 振興山村地域の市町村の中で、新規定住者数が前年度に比べ向上している市町村の割合を5年後に4割に増加（参考：H18年度の割合 36%）
- 間伐・間伐材利用に係るビジネスモデルの構築（5年間で15件）

### <内容>

#### 1. 山村に存在する資源の発掘とこれを活用したプランの作成（Plan）

都市住民との協働により、自然や文化・伝統など山村に眠った資源を発掘し、これらを活かした特產品の開発、間伐材活用型合板・製材工場の立地、健康・福祉、教育、観光、環境、バイオマスなど様々な分野に着目した魅力ある山村づくりの取組や、山村コミュニティの維持・再生等の定住条件の整備を含めた山村活性化の総合的なプラン作りを支援します。

#### 2. 山村活性化プランの試行（Do）

試作品の作成、原材料の効率的な収集のための条件整備（林内歩道の整備等）、ガイドブック等の作成とインタープリター（案内人）の養成、事業の拠点となる施設等の改修など、プランの試行に要する実証的な活動や条件整備を支援します。

#### 3. 事業評価（Check）

試作品の品質・性能評価、生産性、所得の向上等の事業運営評価、都市側の企

業や団体との連携によるモニターツアーの実施など、事業評価を実施し、プランの改善を図ることにより本格的な事業展開につなげます。

#### 4. 事業の本格的な展開 (Act)

地域再生計画との連携、農山漁村活性化プロジェクト交付金や健康・福祉、教育、観光、環境、バイオマスなどに関する他省庁の施設整備事業等の活用、既存施設の活用等により、新たなビジネスの創出と所得の向上を図り、本格的な事業の展開に結びつけます。この際、当事業の成果を関係行政機関に情報提供するなど、他省庁等との連携を図ります。

#### 5：アドバイザーの派遣と総合的な人材育成

事業実施に当たっては、各分野のアドバイザーの派遣による技術支援を行うとともに、新たに実務的・総合的な人材育成研修を実施し、地域活性化の取組の中心となる人材を育成します。併せて、山村の地域情報の発信、地域活性化全国セミナー等を実施し、全国的な普及・啓発を図ります。

#### 6. 間伐・間伐材利用プロジェクト

間伐材を活用する環境貢献ビジネスモデルを公募・実証することなどにより、間伐・間伐材利用の促進を通じた山村地域での産業振興を推進します。

##### <補助率>

定額、1／2

##### <事業実施主体>

民間団体

##### <事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課、整備課、研究・保全課]

# 山村再生総合対策事業

## 多様な主体を支援

- ・NPO、任意団体
- ・森林組合等の各団体
- ・企業・第三セクター
- ・地方公共団体等

## PDCAサイクルにより新たな事業展開

- ① 森林・地域資源を活用した新たな産業づくり
- ② 都市と山村との交流
- ③ 山村コミュニティの維持・再生に向けた地域活動
- ④ ①～③を組み合わせた複合的な取組

### 例 きのこクラインガルテン

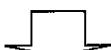
活動支援に加えて、研修の実施や、アドバイザー派遣等によるきめ細やかな対応

#### Plan

##### 活性化のプランづくり



○○集落では  
きのこが豊富  
(山村資源の発掘)



アドバイザーの支援を受け、  
きのこクラインガルテン計画  
(プラン)を作成  
(ニーズの調査、実施箇所の選定)

#### Do

##### 起業化の試行

プラン実施箇所の整備  
(看板設置や林内整備)



パンフレットの作成



参加者の募集

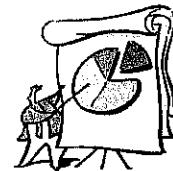


事業運営の試行

#### Check

##### 取組の評価と確認

参加者によるモニター調査



専門家による評価・分析  
さらにはプランの改善

### 更なる事業展開に向けて

#### Act

##### 既存の施設整備事業等の活用

- ・農水省の各種交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等)を活用
- ・地域再生計画との連携、他省庁の施設整備事業等の活用、既存ストックの活用

## 山村再生

- ・雇用機会の増大
- ・都市との共生・対流
- ・定住条件の整備



## 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業（新規）

【平成20年度概算決定額 1,200,000(0)千円】

### 事業のポイント

林地残材や間伐材等の未利用木質資源を利用した新たなビジネスの創造を図るため、木質からバイオ燃料等へのエネルギー利用やマテリアル利用に向けた新しい製造システムの構築に取り組みます。

#### (木質資源利用の可能性)

- ・ 林地残材や製材工場残材など木質資源の年間発生量は年間3,120万m<sup>3</sup>（推計）
- ・ うち、熱エネルギー等としての利用1,840万m<sup>3</sup>（59%）、未利用1,280万m<sup>3</sup>（41%）。林地残材の発生量860万m<sup>3</sup>（推計）のほとんどが未利用。
- ・ 2030年頃までに達成すべき目標である国産バイオ燃料600万kLのうち、木質系からの生産可能量は200万kL～220万kLと試算（国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表）。
- ・ プラスチックの生産量は1,400万t。バイオプラスチックの生産量は8.7万t（推計）。

### 政策目標

10年後に2,000億円規模のビジネスを創出

#### <内容>

全国の民間企業、研究機関、大学等に存在するシーズを活用し、林地残材や間伐材等、未利用森林資源を原料として、エネルギー利用やマテリアル利用に向けた実証を行い、全国に普及可能な「未利用森林資源活用のための基本となる製造システム」を構築します。

このため幅広く民間企業、大学、試験研究機関等から「ニュービジネスの創造につながる課題」を募集し、学識経験者等からなる外部評価委員会により優良提案を選定し委託します。

#### <委託先>

民間団体

#### <事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

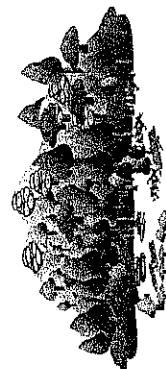
[担当課：林野庁研究・保全課]

# 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

12億円

## 現状

▼ 林地残材(860万m<sup>3</sup>/年)のほとんどが未利用



▼ これまでには木材の組成や性質をそのまま活用

### 従来の利用法

板、柱、家具など



パーティクルボード、おが屑など  
紙パulp



### 新しい利用法

メタノール、メタノールなど輸送用燃料

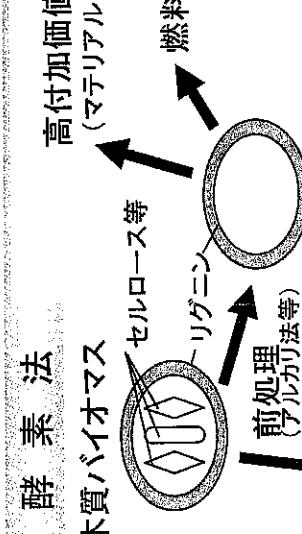


・木質のセルロース等や  
リグニン成分を分子素材  
として活用

## 公募により優良な提案を探査して委託

### 例1 バイオエタノール

木質バイオマス  
高付加価値製品  
(マテリアル利用)

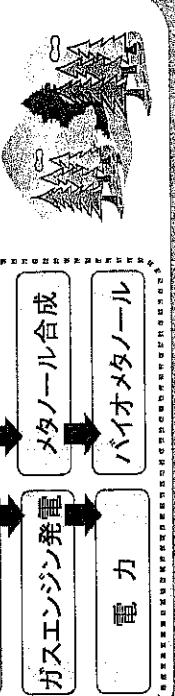


酵素  
セルロース等  
リグニン  
前処理  
(アルカリ法等)  
発酵  
アルコール  
糖化  
セルロース等の  
糖

リグニン成分  
炭素繊維  
分離  
糖  
マテリアル利用等

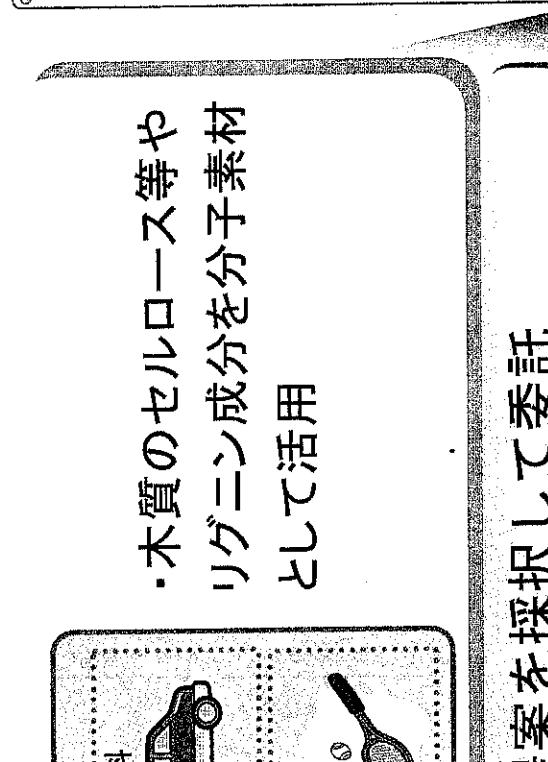
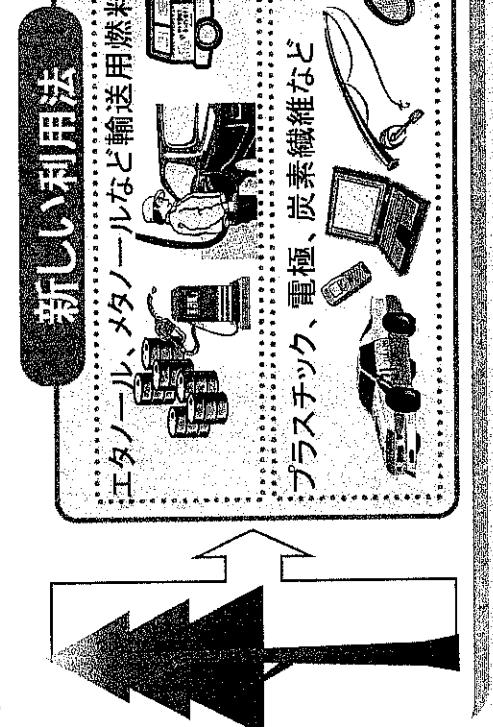
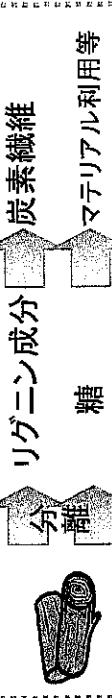
### 例2 バイオメタノール

木質バイオマス  
ガス化反応  
ガスエンジン発電  
電力  
バイオメタノール  
バイオメタノールの構築  
移動式製造システム



### 例3 炭素繊維

リグニン成分(リグノフェノール等)からの炭素繊維の  
製造システム



## 平成 20 年度の森林・山村に係る地方財政措置 (新規・拡充等事項)

### 追加的な間伐等に係る地方負担への地方債の適用【新規】

京都議定書の第一約束期間（平成 20～24 年度）において、森林吸収目標達成のために行う追加的な間伐等であって、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（仮称）」（通常国会提出予定）に定める市町村計画に基づき実施する間伐等について、事業実施に必要な都道府県及び市町村の負担分に地方債を適用

### 山のみち地域づくり交付金への地方債の適用【新規】

「山のみち地域づくり交付金」事業について、他の林道事業と同様に、事業実施に必要な道県及び市町村の負担分に地方債を適用

### ふるさと林道緊急整備事業の延長

現行事業（3 期目）が平成 19 年度までとなっている「ふるさと林道緊急整備事業」について、20 年度以降においても引き続き実施（4 期目（5 か年間）、「臨時地方道整備事業債」の適用）

### 地域活性化事業（国土保全対策）の延長

現行事業が平成 19 年度までとなっている「地域活性化事業」（国土保全対策）について、20 年度以降においても引き続き実施（3 か年間、「地域活性化事業債」の適用）（ただし、森林整備法人等への出資・増資への適用については、現在検討中）

### 地方再生対策費の山村自治体への重点配分

平成 20 年度から新たに特別枠として地方に配分される「地方再生対策費」について、市町村の測定単位に林野面積を設け、森林を有する山村自治体に対して重点的に配分

#### （参考）

市町村等が所有者との協定等に基づき公的に森林整備を行う場合に、従来特別交付税の対象となっていたなかった作業道の先行的な整備についても、新たに措置対象とすることについて、現在検討中

# 平成20年度の森林・山村対策及び国土保全対策

アンダーラインは拡充・延長分

## I 森林・山村対策（平成5年度から実施）

### 1 豊かな森林づくりの推進

- ・公有林等における間伐等の促進（普通・特別交付税）  
（市町村等による民有林の公的整備に対する特別交付税措置を含む）  
（従来対象となっていたいなかった作業道の先行的な整備についても、新たに特別交付税の措置対象とすることについて、現在検討中）
- ・民有林における長伐期・複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進（普通・特別交付税）
- ・要間伐森林・要整備森林の施業、施業実施協定締結、森林ボランティア活動等の促進（普通交付税）
- ・森林の公有林化【延長】（地域活性化事業債）  
（森林整備法人等に対する都道府県の出資・増資への適用については、現在検討中）
- ・森林所有者等による森林整備地域活動の促進（普通・特別交付税）
- ・ふるさと林道緊急整備事業【延長】（臨時地方道整備事業債）

### 2 担い手の育成と山村の活性化

- ・緑の雇用対策の推進（普通・特別交付税）  
〔林業の担い手の育成に必要な実地研修  
新規就業者定着のための福利厚生等への支援  
森林資源を活用した産業（森業・山業）創出、山村への定住促進活動〕
- ・森林管理を行う第3セクター設置等（特別交付税）

### 3 地域材の利用促進

- ・環境物品（木材製品）の導入等による地域材利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策等の促進（普通交付税）
- ・乾燥材生産体制の緊急整備のための乾燥施設整備促進（特別交付税）
- ・地域材を利用した住宅建設への利子補給等（特別交付税）
- ・地域材による住宅建設への低利融資（普通交付税）

## II 国土保全対策（平成10年度から実施）

### 1 ソフト事業

- ・国土保全の見地からの事業（普通交付税）  
〔森林の適正な管理のための調査  
UJ-Iターン者の受け入れ対策及び林業後継者対策  
都市住民との交流事業〕
- ・上下流の話し合いにより水源維持等のため下流団体が行う負担、分収林契約等に要する経費（特別交付税）

### 2 ハード事業【延長】（地域活性化事業債）

- ・公益的機能の維持・向上のための森林の取得  
若者の定住促進等のための貸付用住宅の取得・整備  
新規林業就業希望者に対する研修施設、都市住民との交流施設の整備 等

(注)これらの外に、国庫補助事業に伴う地方負担分について、普通交付税、地方債を措置